

山梨県子育て支援環境整備事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1 山梨県子育て支援環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この補助金は、子育て支援環境整備事業を実施し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

第3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 民間児童館活動事業

平成23年9月30日雇児発0930第1号「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」の別添3「子育て支援環境整備事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の1により、市町村が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業及び社会福祉法人等が実施する事業。

(2) 児童福祉施設併設型民間児童館事業

実施要綱の2により、市町村が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業。

(3) 地域組織活動育成事業

実施要綱の4により、市町村が助成する事業。

(交付額の算定方法)

第4 補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に、3分の2を乗じて得た額とする。

ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（第1号様式）により別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第6 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号とする。

(1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、変更承認申請書（第2号様式）により知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納入させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（第6号様式）を作成し、これを事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

ただし、社会福祉法人等については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（補助金の概算払）

- 第7 知事は補助金の交付について必要と認めたときは、概算払をすることができる。
なお、この場合には概算払請求書（第4号様式）を提出しなければならない。

（軽微な変更の範囲）

- 第8 第6の（1）に規定する軽微な変更は、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものをいう。

（実績報告）

- 第9 補助金の事業実績報告は、事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起

算して1か月を経過した日又は補助金を交付した年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（第5号様式）により知事に提出しなければならない。

（附 則）

- 1 この要綱は、平成23年11月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 山梨県児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、山梨県児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱廃止後も、なおその効力を有する。